

平成 29 年 月 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市市民参加推進会議  
会 長 池 川 悟

市民参加条例の見直しに関する事項について（答申）（案）

平成 26 年 7 月 30 日付け白市活第 71 号で諮問のありました市民参加条例の見直しに関する事項について、審議した結果を以下のとおり答申します。

第四期（平成 26 年度～平成 28 年度）  
市民参加推進会議  
会 長 池川 悟 副会長 市川 温子  
委 員 坂野喜隆 手塚崇子 林 章  
谷本滋宣 徳本 悟 三浦永司

# 答 申

## 市民参加条例の見直しにあたって

今期3年間の市民参加推進会議の任期中においては、市が実施した市民参加条例の対象事業数が年々多くなっており、さらに、1事業あたりの市民参加の方法も複数により行われてきています。このことから、市政運営に市民の意見が反映されつつあるものと捉えているところです。

白井市は、千葉県内で最も早い平成16年6月に市民参加条例を制定し、制定当時は、市民参加の分野において先進的な内容となっていました。しかし、制定から12年以上が経過していますが、これまで条例に関する見直しは行われておらず、その間、他市においては、より多くの市民から意見を集めるための新しい手法などが盛られた市民参加条例が定められるようになってきました。そのような中、市民参加条例の見直しの必要性については過去の市民参加推進会議から継続した審議がされてきたところです。

今年度の市民参加推進会議では、過去の市民参加条例の見直しに関する答申内容や他市の事例等をもとに調査・審議を行いました。

審議においては任期中の3年間に行った総合的評価の中で、市民参加の推進を阻んでいる事項について各委員が感じてきたことを中心に議論した結果、市民参加をより推進させるために、次のとおり答申します。

本答申は、限られた時間と、専門性もない中で取りまとめたものであり、市民参加の根幹にかかわる重要な事項や条例の見直しにあたっては、本答申事項を踏まえ市民にとってよりわかりやすく、また、市が積極的に市民参加に取り組むことができるよう条例改正の必要性と併せ逐条解説や総合的評価の基準・水準の修正等、幅広い観点から検討していただくことを望みます。

## 白井市市民参加条例の見直しを要する事項

### 委員から提出された市民参加条例の課題

### 市民参加条例の見直しに関する提言

1

実施機関を「市長、教育委員会及び水道事業」と明記しているが、他市においては選挙管理委員会や監査委員、農業委員会など、実施機関を拡大して条例を運用している。幅の広い市民参加を行うためには実施機関の拡大が必要である。

実施機関の対象範囲を  
拡大する。(2条)

2

大規模な施設の土地の購入や建築物の新改築など多くの税金を投入しているにもかかわらず、市民参加の対象事業とならない事例があり、市民参加の対象事業の判断を明確にする必要がある。

市民参加の対象とする  
事業を明確にする。(6条)

3

パブリックコメントの意見がゼロ回答であることがあり、市民がより多くの意見を出すためには、資料集めの時間の確保や、市民の参加意識の醸成を図るための周知や広報を強化する必要がある。

パブリックコメントの  
意見を集めるための工夫  
(14・15・16条)

4

市民参加推進会議は、市長より委嘱された事項に答申するものだが、市民参加の対象と思われる事業が実施機関の判断で市民参加の対象になっていない場合、当該会議が市民参加対象にすべき理由をつけて、市長に提案できるようにすることでより市民参加が推進される。

市民参加推進会議における  
権能の強化(25条)

5

市民参加推進会議において、審議会委員に占める公募委員や女性委員の割合の低さや、参加する市民の少なさ等の問題点を議論し、平成26年度の答申においても公募委員に関する市民参加の拡充を図るための工夫として、審議会の公募委員の拡大を積極的に進める必要性を指摘してきた。そのような中、無作為抽出による審議会などの公募委員候補者登録制度の試行的運用が平成28年度から開始され、一般公募との併用により市民公募委員を選出する仕組みができ、市民公募の拡充に向けた環境が整えられつつある。

審議会における  
公募委員の拡大(11条)

6

また、無作為抽出による意見交換会やワークショップ等の事例も生まれ、市民参加の機会も次第に広がり始めている。  
今後の市民参加の拡充をさらに推し進めていくために、無作為抽出による制度を最大限に生かした取り組みが重要となる。

無作為抽出を活用した  
市民参加の機会拡充  
(4条・24条)

さらなる市民参加の推進には、自治の基本理念と基本原則及び自治運営の基本的な仕組みを定める条例(自治基本条例、まちづくり基本条例、行政運営基本条例など名称を問わない)の制定など新たな取組も必要となる。

自治の基本理念と基本原則  
及び自治運営の基本的な  
仕組みを定める条例の  
新たな制定